【参照条文等】

〇宗教法人法 (昭和二十六年四月三日法律第百二十六号) (抄)

(宗教団体の定義)

- 第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び 信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。
 - 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
 - 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これ らに類する団体

(規則の認証)

- 第十四条 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該申請者に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、これらの要件を備えていると認めたときはその規則を認証する旨の決定をし、これらの要件を備えていないと認めたとき又はその受理した規則及びその添附書類の記載によつてはこれらの要件を備えているかどうかを確認することができないときはその規則を認証することができない旨の決定をしなければならない。
 - 一 当該団体が宗教団体であること。
 - 二 当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。
 - 三 当該設立の手続が第十二条の規定に従つてなされていること。
- 2 所轄庁は、前項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ当該申請者に対し、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて 意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第一項の場合において、所轄庁が文部科学大臣であるときは、当該所轄庁は、同項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。
- 4 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その申請を受理した日から三月以内に、第一項の規定による認証に関する決定をし、且つ、認証する旨の決定をしたときは当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができない旨の決定をしたときは当該申請者に対しその理由を附記した書面でその旨を通知しなければならない。
- 5 所轄庁は、第一項の規定による認証に関する決定をするに当り、当該申請者に対し第十 二条第一項各号に掲げる事項以外の事項を規則に記載することを要求してはならない。

(不服申立ての手続における諮問等)

第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項 の規定による<u>認証に関する決定</u>、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第 一項の規定による認証の取消しについての<u>審査請求に対する裁決は</u>、当該審査請求を却下する 場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。

2 前項の審査請求に対する裁決は、当該審査請求があつた日から<u>四月以内</u>にしなければならない。

〇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(処理基準)

第二百四十五条の九 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

〇宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について(通知) (抜粋)

平成十六年二月十九日十五庁文第三百四十号 各都道府県知事宛て文化庁次長通知

宗教法人には、所轄庁が文部科学大臣であるものと都道府県知事であるものがあり、所轄庁における規則の認証の基準及び所轄庁に提出された書類の取扱い等について、統一的に取り扱われる必要があることから、宗教法人法(以下「法」という。)に係る都道府県の法定受託事務の処理について、地方自治法第二百四十五条の九第一項の規定に基づき、都道府県が当該事務を処理するに当たりよるべき基準について、下記のとおり定めましたので通知します。ついては、当該事務の処理に当たっては、この基準によることとするとともに、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意の上、遺漏のないようにお願いします。

なお、この基準は、宗教法人に関する事務の処理に係る従前の通達及び通知を踏まえて定めたものであることを申し添えます。

記

- 第1 設立に係る規則の認証について (法第十四条第一項、第二項及び第四項関係)
 - 1 規則の認証の申請の受理について
 - (1) 認証申請に関する書類が当該所轄庁に提出すべきものとして完備していることを確認した上受理すること。なお、申請に関する書類は、以下のとおりであること。
 - ① 認証申請書 一通
 - ② 規則 二通
 - ③ 添付書類
 - ア 当該団体が宗教団体であることを証する書類(以下、「宗教団体であることを証する書類」という。)

法第二条の宗教団体であることについて、認証申請に係る団体(以下「当該団体」という。) 自体において記載し、所轄庁で確認できるような内容を備えた書類であること。すなわち当 該団体が由緒・沿革・教勢一覧等により、教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成 している三つの事実を明らかにするとともに、(a) 同条第一号の神社、寺院、教会等にあっ ては、たとえば位置図及び規模・形状等を示す書類によって、礼拝の施設を備えていること を明らかにし、それが被包括団体である場合には包括されていることを示す書類(包括団体が上記の事実を証明した文書でもよい。)、(b)同条第二号の包括団体にあっては、その被包括団体について宗教法人であるかどうか、一府県内にあるか他の府県内に渡っているかを明らかにした書類であること。なお、2(2)を参照のこと。

イ 法第十二条第三項の規定による公告をしたことを証する書類 公告をしたことが客観的に認められる書類であること。

たとえば(a) 新聞紙、機関紙等に掲載した場合は当該刊行物、(b) 掲示場等に掲示した場合は公告文の写しに公告の日時、期間、場所、回数等を記した書類であること。

- ウ 認証の申請人が当該団体を代表する権限を有することを証する書類 代表権委任に関する議事録(開催年月日、場所、出席者、代表権委任の議事経過、責任者 の署名等を記載)や、決議録、委任状、被包括団体にあっては包括団体の証明書等客観的に 確認できるものであること。
- エ 代表役員および定数の過半数に当たる責任役員に就任を予定されている者の受諾書
- (2) 申請を受理した場合においては、受理の日を付記した書面でその旨を申請人に遅滞なく通知すること。
- 2 認証の取扱基準について
- (1) 法第二条に規定する宗教団体としての要件を具備するか否かの審査に当たっては、その個々の 要件が、宗教団体の特性によって多種多様であり、また、相互に関連することもあることから個々 には弁別し難い場合があるので、総合的に判断を行うこと。
- (2) 法第二条の宗教団体とは、同条に規定する要件を形式的に具備するのみならず、現に団体としての実体を有し、社会通念上他の個人又は団体とは区別された独自の活動を行っている団体をいうものであること。

したがって、当該団体が宗教団体であるかどうかについては、次の点に留意の上、(1)を踏まえて判断すること。

- ① 当該団体が法第二条に規定する主たる目的のための宗教活動を行っているかどうかについて、 宗教団体であることを証する書類として、過去三年間程度の実績の一覧の添付を求め、これを 客観的に証明する写真等により確認すること。
- ② 信者及びいわゆる宗教教師の存否について、宗教団体であることを証する書類として、その 一覧の添付を求め、適切な方法により確認すること。なお、信者の数については、宗教団体とし ての実体の確認の観点から審査すること。
- ③ 宗教団体としての実体について、次の事務運営、経理及び財産の状況について調査し、確認 すること。
 - ア 宗教団体であることを証する書類として、当該団体の組織、意思決定方法、財産の管理等 に関する規約の添付を求め、過去三年間程度これに従った運営がなされているかどうかを調査すること。
 - イ 宗教団体であることを証する書類として、過去三年間程度の収支予算書及び収支計算書の 添付を求め、その真実性とともに、予算の執行が他と区別される独立した経済主体として行 われているかどうかを調査すること。

- ウ 宗教団体であることを証する書類として、財産目録の添付を求め、礼拝の施設に係る不動産などの財産が、他と分離独立した当該団体自身のものであるかどうかを調査すること。なお、団体の永続性についても検討すること。
- ④ 法第二条第一号の団体については、現地において礼拝の施設を備えていることを確認すること。なお、礼拝の施設については、当該団体の特性及び慣習を考慮の上、公開性の確保についても検討すること。
- ⑤ 法第二条第二号の団体の実体については、被包括宗教団体との関係に関する実績をも調査することにより確認すること。
- (3) 当該団体が法第六条に規定する公益事業その他の事業を行うこととしている場合、次の点を審査すること。
 - ① 公益事業その他の事業の規模が過大である等により、法第二条に規定する宗教団体の主たる 目的を欠くこととなっていないかどうかを確認すること
 - ② 公益事業以外の事業については、法第二条に規定する宗教団体の主たる目的を達成するため の業務と矛盾し、又はこれに支障を生じさせるものは、宗教法人の行うことのできないその目 的に反する事業に当たると解されるので、この観点から検討すること。
- (4) 法第十三条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを 持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行うこと。

(以下略)